

生食輸発1126第1号
平成27年11月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベルギー産パースニップのジフェノコナゾール及び中国産きくらげのクロルピリホス)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成27年11月20日付け生食輸発1120第4号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベルギー産生鮮パースニップにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産きくらげのクロルピリホスの項を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成27年11月26日	ベルギー	パースニップ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ジフェノコナゾール)	CALSA NV